

税理士情報ネットワーク

# TAINVS

Tax Accountant Information Network System

SERIES  
TAINVS  
解体新書

## 無償譲渡等があった場合の 第二次納税義務

依田 孝子 (大森)

### はじめに

『税理士業務に役立つTAINVS活用術』が、皆様のお手許に届いていることと思います。

この冊子では、TAINVSについて、分かり易く説明してあります。特に、判決・裁決等を検索する場合、事例ごとにキーワード等が記載されていますので、是非活用ください。

また、徴収事件の検索方法等も掲載されています。今回は、徴収事件の第二次納税義務(徴収法32、41)のうち、無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務について、新しい裁決を中心に紹介しま

### 1 徴収法39条の趣旨

滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合、その不足すると認められることが、その国税の法定納期限の一年前の日以後に、滞納者がその財産につき行った無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免れた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うことになりま(徴収法39)。

その趣旨については、次のように説明されています。

昭51・1・29東京高裁(原判決中 控訴人敗訴部分 取消し・上告)  
Z999-7034

「国税徴収法39条に規定する第二次納税義務の制度は、形式的には第三者に財産が帰属しているが、実質的にはなお納税者(滞納者)にその財産が帰属している」と認めても公平を失しないような場合に、その形式的な権利の帰属を否認しながら、しかも私法秩序を乱すことを避けつつ、形式的に権利が帰属している者に対して補充的に納税義務を負担させることによる租税徴収の確保を図ろうとする制度であると解される。」

### 2 「受けた利益の限度」の額は

昭51・10・8最高裁(棄却)(確定)  
Z999-7021

前記の東京高裁の上告審である最高裁では、「受けた利益の限度」について、次のように判断し、納税者の主張を斥けました。

① 国税徴収法39条の「受けた利益の限度」の額は、当該受益の時を基準として算定すべきものであるから、その算定上受益財産の価額から控除すべき出捐は、受益の時においてその

存否及び数額が法律上客観的に確定しているものであることを要すると解するのが相当である。

② 受益財産の取得により課される道府県民税及び市町村民税は、その財産の取得による所得のみならず、その年中に生じた他の所得及び損失等との関連において課税標準及び税額が異動するものであって、受益の時においては納税義務の存否及び数額を法律上客観的に確定することができないものであるから、たとえその後その税額が確定し納付したとしても、その納付税額は、「受けた利益の限度」の額の算定に当たり、これを受益財産の価額から控除すべきものではない。

### 3 無償譲渡等の範囲

(1) 保険金受取人の第二次納税義務

平22・3・9非公開裁判(一部取消し)  
FO1-351

審査請求人は配偶者(滞納者)の死亡により、死亡保険金を受領しました。原処分庁は、滞納者がした各生命保険契約に基づく保険料の払い込みが、国税徴収法39条の「無償譲渡等の処分」に当たり、これにより審査請求人が利益を受けたとして、平成16年7月11日以後の保険料相当額とある1千60万円余を限度とする納付告知処分を行いま

した。審判所では次のとおり判断し、納付告知処分の一部を取り消しました。

① 第二次納税義務の趣旨によれば、無償譲渡等の処分とは、広く第三者に利益を与える行為をいい、第三者に利益を与える行為である限り、その態様に制限は

ない」と解するが相当である。

② 本件滞納者は、滞納国税のほか多額の債務を抱えていた状況の下で、本件各滞納国税のうち法定納期限が最も古い国税の法定納期限の1年前の日である平成16年7月11日以後滞納者が死亡するまでの滞納国税の納付回数は6回にとどまる一方、毎月33万円余の保険料を継続的に払い込んだこと等からすれば、滞納者が審査請求人と共に歯科医業を営み相当の収入を得ていたこと、生命保険契約が遺族の生活を保障するために締結されたことを考慮しても、本件各生命保険契約に基づいて滞納者がした保険料の払込みは、請求人に異常な利益を与えるための積極財産の減少行為として、国税徴収法39条の無償譲渡等の処分当たるといわざるを得ない。

③ なお、原処分庁は、保険料相当額の貸付けによって無償譲渡等の処分として受けた利益の額を算出しているが、その部分については、無償譲渡等の処分というだけではできない。

(2) 滞納法人の貸付金か否か  
平22・6・30非公開裁判(全部取消し)  
FO2-367

本件は、原処分庁が、滞納法人からA学校法人の銀行口座に振り込まれた金員(本件振込金)は無償譲渡によるものであるとして、A学校法人に第二次納税義務の納付告知処分を行ったことから争われた事案です。

審判所では、次のとおり判断し、本件振込金は滞納法人からA学校法人に対す

る貸付金であると認めて、原処分を取り消しています。

① 国税徴収法39条の無償譲渡等の処分は、必ずしも贈与、売買、債務免除、財産分与等の行為類型に属することは必要とせず、それによって第三者に異常な利益を与えるものであれば足りると解される。

② しかし、滞納者の金員が第三者に交付された場合であっても、それが貸付けである場合は、その貸付けが無償での金員の交付と評価されない限り、無償譲渡等の処分当たるとはいえず、また、その貸付けにより第三者が負う債務が免除されない限り、無償譲渡等の処分があったとはいえない。

③ 基礎事実、各答述等によれば、本件金員(本件振込金を含む)は、借用証書等に記載不備などがあり、また、無担保、無利息での貸付けの形態をとったとしても、滞納法人のために設立されたA学校法人の運営を継続させる必要性から貸付けが行われていたと認めるのが相当であるから、本件金員が無償譲渡等の処分によるものであると認めることはできず、また、債務免除も認められない。

### おわりに

無償譲渡等の処分には、滞納者である相続人にその相続分に満たない財産を取得させる遺産分割協議(東京税理士界2010年2月参照)なども含まれ、その範囲は広いものであると考えられます。

収録内容に関するお問合せは  
データベース編集室  
03-5496-1416

## これからは iCompassリモートPCで どこでも事務所。

顧問先、自宅、出張先...  
インターネットが利用できる環境なら、  
iCompassリモートPCで、どこからでも  
事務所のパソコンを遠隔操作!  
設備購入や特別の準備は不要、  
導入後即使えます。

訪問先でも...

自宅でも...

出張先でも...



MJSイメージキャラクター  
ラモス瑞偉

パソコンや書類を持ち歩く必要がなく、  
セキュリティは万全。顧問先も、きっと大満足!

インターネットが利用できる環境なら、どこからでも事務所のパソコンにアクセスして遠隔操作がOK。書類やパソコンを持ち歩く必要はありません。在宅勤務や外回りを行う職員の方も、事務所にいるのと同じように処理できます。パソコンの盗難・紛失が防げ、情報漏洩の心配もなくなって、セキュリティは万全!

Secure Remote Service  
iCompass リモートPC